



# 山形県公報

令和5年7月11日(火)  
第420号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県県税規則の一部を改正する規則……………(税 政 課) ……752
- 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……同
- 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……同
- 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……753
- 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……同
- 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……同
- 山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) ……754

### 告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財 政 課) ……755
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定納付受託者の指定……………(県産品流通戦略課) ……同
- 同……………( 同 ) ……756
- 歳入の収納の事務の委託……………( 同 ) ……同
- 肥料の登録……………(農業技術環境課) ……同
- 地域登録検査機関の登録の更新……………( 同 ) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……757
- 同……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………( 同 ) ……758
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……759
- 同……………( 同 ) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(最上総合支庁建築課) ……同

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(中央病院) ……760

### 正 誤

## 規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第39号

#### 山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則（昭和29年6月県規則第42号）の一部を次のように改正する。

附則第18項を附則第19項とし、附則第15項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、附則第14項中「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第14項とし、附則第12項を附則第13項とし、附則第11項を附則第12項とし、附則第10項の次に次の1項を加える。

（条例附則第13条の5後段の規定により読み替えられた条例第67条の7の2第1項の規則で定める方法）

11 条例附則第13条の5後段の規定により読み替えられた条例第67条の7の2第1項に規定する規則で定める方法は、同項に規定する電子情報処理組織を使用して、同項に規定する申告書記載事項を入力して送信する方法とする。

別表2 県民税の項中「第71条の14第6項」を「第71条の14第7項」に、「第71条の35第7項」を「第71条の35第8項」に、「第71条の55第7項」を「第71条の55第8項」に改める。

別表3 事業税等の項中「第72条の46第6項」を「第72条の46第7項」に改める。

別表4 の2 県たばこ税の項中「第74条の23第6項」を「第74条の23第7項」に改める。

別表5 ゴルフ場利用税の項中「第90条第6項」を「第90条第7項」に改める。

別表6 軽油引取税の項中「第144条の47第6項」を「第144条の47第7項」に改める。

別表7 自動車税の項中「第171条第6項」を「第171条第7項」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第40号

#### 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第46条第1項及び第58条第1項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第41号

#### 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項、第18条第4項及び第50条第4項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第42号****山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第43号****山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第3条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第34条第1項中「第19条」を「第3条中「第5条第1項に規定するこども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「第7条において読み替えて準用する省令第5条第1項に規定する厚生労働大臣」と、第19条」に改める。

第35条及び第36条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第38条第2項中「読み替える」を「、第35条及び第36条第2項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」に改める。

第43条第2項及び第44条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第83条第4項及び第90条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第150条第1項第2号中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改める。

第153条の2第1項第2号並びに附則第11項及び第12項中「区分省令」を「区分命令」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第44号****山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第45号**

**山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「山形県総合運動公園の陸上競技場又は中山公園の野球場」を「条例別表第1の2に掲げる有料公園施設」に改める。

別表第3を次のように改める。

**別表第3**

常時広告物を表示する場合の使用料

| 施 設                   |         | 区 分                   | 単 位                       | 金 額                       |         |
|-----------------------|---------|-----------------------|---------------------------|---------------------------|---------|
| 蔵王みはらしの丘<br>ミュージアムパーク | スケートパーク | 外周フェンス                | 1 広告物 1 平方メー<br>トル 1 年につき | 41,970円                   |         |
| 最上中央公園                | 屋内多目的施設 | 四隅コンクリート壁<br>面        | 1 広告物 1 平方メー<br>トル 1 年につき | 41,970円                   |         |
| 最上川ふるさと総合<br>公園       | スケートパーク | 外周フェンス                | 1 広告物 1 平方メー<br>トル 1 年につき | 41,970円                   |         |
| 山形県総合運動公園             | 陸上競技場   | メインスタンド観覧<br>席最上部フェンス | 1 広告物 1 平方メー<br>トル 1 年につき | 52,460円                   |         |
|                       |         | メインスタンド観覧<br>席ゲート上部   | 1 広告物 1 平方メー<br>トル 1 年につき | 52,460円                   |         |
|                       |         | フィールドゲート上<br>部        | 1 広告物 1 平方メー<br>トル 1 年につき | 52,460円                   |         |
|                       |         | 器具庫入口上部               | 1 広告物 1 平方メー<br>トル 1 年につき | 52,460円                   |         |
|                       |         | ゲートスロープ外壁             | 1 広告物 1 平方メー<br>トル 1 年につき | 52,460円                   |         |
|                       |         | 入場ゲート階段部              | 1 広告物 1 平方メー<br>トル 1 年につき | 52,460円                   |         |
|                       | 総合体育館   | アリーナ                  | 四隅柱壁上部                    | 1 広告物 1 平方メー<br>トル 1 年につき | 52,460円 |
|                       |         |                       | 車いす席下部                    | 1 広告物 1 平方メー<br>トル 1 年につき | 52,460円 |
|                       |         | 屋内プール                 | 壁面                        | 1 広告物 1 平方メー<br>トル 1 年につき | 41,970円 |
|                       |         | トレーニング<br>室           | 壁面上部                      | 1 広告物 1 平方メー<br>トル 1 年につき | 41,970円 |
|                       | テニスコート  |                       | 本部席屋根柱                    | 1 広告物 1 平方メー<br>トル 1 年につき | 41,970円 |
|                       | 屋外プール   | レクリエーショ<br>ンプール       | 壁面                        | 1 広告物 1 平方メー<br>トル 1 年につき | 41,970円 |
|                       | 第2運動広場  |                       | ネットフェンス                   | 1 広告物 1 平方メー<br>トル 1 年につき | 41,970円 |

|      |          |               |                       |         |
|------|----------|---------------|-----------------------|---------|
|      | 第3運動広場   | ネットフェンス       | 1 広告物 1 平方メートル 1 年につき | 41,970円 |
|      | 屋内多目的コート | 支柱壁面          | 1 広告物 1 平方メートル 1 年につき | 41,970円 |
|      |          | 東側ギャラリー手摺部    | 1 広告物 1 平方メートル 1 年につき | 41,970円 |
| 中山公園 | 野球場      | バックネット吊り下げ用支柱 | 1 広告物 1 平方メートル 1 年につき | 41,970円 |
|      |          | 外野フェンス        | 1 広告物 1 平方メートル 1 年につき | 52,460円 |
|      |          | 内野フェンス        | 1 広告物 1 平方メートル 1 年につき | 41,970円 |

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第530号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和5年6月21日招集した山形県議会定例会は、同年7月10日閉会した。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第531号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地            | 事業所の名称及び所在地                          | 障害児通所支援の種類 | 廃止年月日   |
|----------------------------------------|--------------------------------------|------------|---------|
| 特定非営利活動法人支援センターふれあい工房<br>酒田市東泉町五丁目7番5号 | 障害児通所支援センターふれあいキッズ<br>酒田市東泉町六丁目7番地の2 | 児童発達支援     | 令和5.7.1 |

**山形県告示第532号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
株式会社アイモバイル  
東京都渋谷区桜丘町22番14号N. E. S. ビルN棟2階
- 2 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入  
山形応援寄付金（株式会社アイモバイルがインターネットを通じて提供する公金の支払に係るシステムを利用して納付されるものに限る。）
- 3 指定年月日  
令和5年4月1日

**山形県告示第533号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
P a y P a y株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入  
山形応援寄付金（株式会社アイモバイルがインターネットを通じて提供する公金の支払に係るシステムを利用して納付されるものに限る。）
- 3 指定年月日  
令和5年4月1日

**山形県告示第534号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した収納事務  
山形応援寄付金（株式会社さとふるがインターネットを通じて提供する公金の支払に係るシステムを利用して納付されるものに限る。）の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地  
(1) 名 称 株式会社さとふる  
(2) 所在地 東京都中央区京橋二丁目2番1号
- 3 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

**山形県告示第535号**

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 登録番号           | 肥料の種 類 | 肥料の名称    | 保証成分量(%)  | その他の規 格 | 生 産 業 者               |                 | 登 録 年月日        |
|----------------|--------|----------|-----------|---------|-----------------------|-----------------|----------------|
|                |        |          |           |         | 名 称                   | 住 所             |                |
| 山 形 県<br>第475号 | 蒸製皮革粉  | ミドリ蒸製皮革粉 | 窒素全量 10.0 |         | ミドリオー<br>トレザー株<br>式会社 | 山形市三社57番<br>地の1 | 令和<br>5. 6. 27 |

**山形県告示第536号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 登録年月日及び登録番号  
平成30年8月9日  
94
- 2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
有限会社山形農芸  
代表取締役 佐藤 芳紀

- 酒田市砂越字楯之内44番16
- 3 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
  - 4 登録の区分  
品位等検査
  - 5 農産物検査を行う区域  
山形県
  - 6 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名   | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備 考        |
|-------|----------------|------------|
| 長野 裕子 | 玄米             | 国内産農産物に限る。 |

**山形県告示第537号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
庄内赤川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市馬場町7番35号
- 3 認可年月日  
令和5年4月11日

**山形県告示第538号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
笹川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市藤浪二丁目27番地
- 3 認可年月日  
令和5年5月8日

**山形県告示第539号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和5年7月11日から同月25日まで縦覧に供する。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 上山七ヶ宿線



3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                            | 延 長                    |
|----------------------------------|---|------|----------------------------------|------------------------|
| 上山市皆沢字鶴巻1854番 1 から<br>同 屋敷 1 番まで |   | 旧    | 10.9 <sup>メートル</sup><br>}<br>6.0 | <sup>メートル</sup><br>133 |
| 同                                | 上 | 新    | 14.6 <sup>メートル</sup><br>}<br>8.5 | 同 上                    |

山形県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和5年7月11日から同月25日まで縦覧に供する。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 山形山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                            | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                             | 延 長                   |
|------------------------------|---|------|-----------------------------------|-----------------------|
| 山形市大字山寺538番 2 から<br>同 552番まで |   | 旧    | 17.8 <sup>メートル</sup><br>}<br>10.2 | <sup>メートル</sup><br>84 |
| 同                            | 上 | 新    | 17.8 <sup>メートル</sup><br>}<br>12.7 | 同 上                   |

山形県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和5年7月11日から同月25日まで縦覧に供する。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 上山七ヶ宿線
- 2 供用開始の区間 上山市皆沢字鶴巻1854番 1 から  
同 屋敷 1 番まで
- 3 供用開始の期日 令和5年7月11日

山形県告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和5年7月11日から同月25日まで縦覧に供する。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 山形市大字山寺538番 2 から  
同 552番まで
- 3 供用開始の期日 令和5年7月11日



**山形県告示第543号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和5年7月11日から同月25日まで縦覧に供する。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 新庄次年子村山線
- 2 供用開始の区間 村山市大字名取字湯沢2114番1から  
同 本飯田字西山2498番1まで
- 3 供用開始の期日 令和5年7月11日

**山形県告示第544号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和5年7月11日から同月25日まで縦覧に供する。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 村山大石田線
- 2 供用開始の区間 村山市大字名取字清水北3310番83から  
同 湯沢2112番2まで
- 3 供用開始の期日 令和5年7月11日

**山形県告示第545号**

次の開発行為は、完了した。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号 令和5年3月24日 指令最総建第12号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 最上郡戸沢村大字古口字真柄100番地26（第2工区）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称 最上郡戸沢村大字古口270番地 戸沢村長 加藤 文明

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月11日

山形県人事委員会

委員長 安 孫 子 俊 彦

#### 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第11号中「教育庁」を「教育局」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、X線CT検査装置（第1）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体に物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年7月11日

山形県立中央病院長 武 田 弘 明

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階 会議室3
- (2) 日時 令和5年8月22日（火） 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 X線CT検査装置（第1） 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和6年3月31日（日）
- (4) 納入場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和5年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和5年1月27日付け県公報第374号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることが証明できること。
- (7) 9の(1)により提出された仕様書により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院事務部経営戦略課調達室 電話番号023(685)2623

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金

額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和5年8月8日（火）までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月1日（火）までに山形県立中央病院事務部経営戦略課調達室に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

この場合において、申請書等を提出した者は、入札の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: X-ray Computed Tomography System : 1 set

(2) Time-Limit for tender: 10:00 A.M. August 22, 2023

(3) Contact point for the notice : Management Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023 (685) 2623

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行      | 誤 | 正  |
|-------------|------------|-----|--------|---|----|
| 令和 5. 4. 18 | 第397号      | 420 | 10から21 |   | 削除 |

令和5年7月11日印刷 発行所 山形県庁  
令和5年7月11日発行 発行人 山形県